

「新たな地域コミュニティ（まちぢから協議会）」説明会 概要

○日 時 平成29年1月29日（日） 18時00分から19時30分

○会 場 香川公民館

○参加者数 市民側 15名

行政側 市民自治推進課長ほか4名

1 開会

- ・市民自治推進課長よりあいさつ

2 新たな地域コミュニティの取り組みについて（説明）

- ・配付した資料に基づき、以下の点について概要説明

- ①この取り組みを進める背景
- ②新たな地域コミュニティの取り組みとは
- ③モデル地区で行われた取り組み
- ④茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例

3 質疑応答

【主な意見等とそれに対する考え方】

◇まちぢから協議会が11地区設立されております。説明いただきました内容については、理解できます。地域の活動の中でも課題、問題点があると思います。この制度ができたことによって、役員等の負担の軽減がなされているのかどうか、他の地区の実例に基づき、伺います。

→立ち上がっている地域の状況を見ると、確かにまちぢから協議会が設立されて会議の場が増える状況については、負担となると言えます。ただ、設立された場合には、今まで話す事ができなかった団体等と顔の見える関係を構築することができたり、課題を共有することができたりと良かった面も聞いております。

◇自治会加入率が低下しています。それに対して、この協議会が設立され、具体的な取り組みを行った場合、自治会加入率が増加しますか。

→茅ヶ崎市は自治会加入率が、現状右肩下がりとなっている状況で、まちぢから協議会が設立されたことによって自治会の加入率が増加するとは限りません。ただし、まちぢから協議会の活動を通じて、自治会の存在を知っていただき、自治会の加入率が、増加する可能性についても、期待しております。

◇松浪地区まちぢから協議会は、いち早くモデル事業として取り組みを進めました。その当初からこの協議会が必要かどうか地域の中で話し合いがないまま、スタートしてしまいました。この協議会へ、地域住民が知らない間に自

治会費の一部が投入されてしまいました。まちぢから協議会は誰でも参加できる組織としてあるものにも関わらず、まちぢから協議会の委員のみが参加しているバス旅行や視察研修が行われてきました。行政が説明する地域コミュニティの内容と実際の活動に隔たりがあると感じています。行政はどう指導をするのかお聞きします。

→松浪地区内の各自治会の自治会費の一部を松浪地区まちぢから協議会の予算としていることについては、まちぢから協議会が設立する以前の自治会連合会の運営に関して、各自治会費の一部を予算としていました。自治会連合会が解散したことによりまちぢから協議会が引き継いだ形となっていると聞いています。そもそもそれらの自治会費の一部をまちぢから協議会の活動経費として、使っているのかというご指摘については、各自治会の中で、議論して、決定していただくことです。行政として、指導をするべきではというご指摘もありますが、ご存じのとおり、まちぢから協議会も単位自治会も住民の意思によって設立された任意団体です。各団体の中で、総会が開催され意思決定がなされていることから自治会費の使途については、話し合いで解決することが望ましいと考えています。バス旅行や視察研修については、出席者の自己負担等の費用もあることから、使途について、まちぢから協議会の総会や決算内容も公開し、説明がなされていると認識しております。

◇松浪地区のことは松浪でやってください。

→わかりました。

◇まちぢから協議会は地域におけるコーディネート機能を有する発信地としての役割を担うとありますが、具体的な事例はありますか。

→具体的には、調整機能です。それぞれ個別の団体が活動してきており、そういった団体からの情報共有や課題の共有について、まちぢから協議会は顔の見える関係を構築しています。

◇今回は、2回目の説明会ですが、前はどのくらいの人数だったのでしょうか。

→概ね20名程度でした。

◇市内12地区のうち11地区でまちぢから協議会が設立され、残るは湘北地区のみとなっています。市からの説明会も実施していただいている状況で、市としてはなぜ湘北地区で立ち上がらないと認識されていますか。

→湘北地区では、7自治会の団体がありますが、ある1自治会からうちの自治会は自治会加入率は100%で、あえて、まちぢから協議会を設立しなくても、顔の見える関係はできているというお話がありました。市としても、まちぢから協議会を必ず設立しなければいけないものではなく、地域の必要性に応じて設立していただくものですので、市としてはこの制度の仕組みや他の地区の取り組みについてご説明をさせていただいております。

◇行政から必至に取り組みについて説明をされていることは伝わりますが、こ

の説明会の後のスケジュールを教えてください。

→湘北地区だけでなく、市民に対して、まちぢから協議会に関する周知啓発を図ってまいります。まちぢから協議会連絡会という事務局がございまして、連携して取り組みについて、周知する予定です。

◇説明は漠然としてよくわかりませんでした。他の地区における具体的な活動を教えてください。このまちぢから協議会が設立されたら公民館やコミセンなどの公共施設が拠点になるのでしょうか。

→例えば、実例的なところで言いますと、松林地区での取り組みを紹介します。子どもの居場所づくりについて、地域内の課題がありました。単独の団体では、なかなか解決することができませんでしたが、認定後のまちぢから協議会の部会によって、複数の団体が連携し、課題解決の取り組みを進めています。活動の拠点についてですが、会議や事業を行ううえで、拠点の必要性は高いと認識しています。特に代表的な拠点の例としては、各地区に所在するコミュニティセンターがあげられます。コミュニティセンターがまだ建設されていない地区においては、公民館が活動の拠点となっています。

◇住民の負担が大きいです。市職員は仕事として行っていて、住民はボランティアとして活動していますので、限界があると感じます。まちぢから協議会を住民にやらせるのは、大がかりすぎます。まちぢから協議会が包括する対象が2万人くらいです。これは二宮町と同等の規模でこの規模の地域を任意団体の住民組織によって、抱えることができるのか疑問です。

→このシステムが万能だとは思っておりません。組織の役割については、地域内で議論を重ねていただいて、効率的な運用を行うことは可能であると考えています。市としては、地域に対して、行政事務の下請けとは思っておりませんし、協議会の中でも役員に負担が偏ってしまいますので、次の担い手を発掘できるよう市としても支援をしていく必要があると思います。

◇今、松浪地区が2年間まちぢから協議会を運用してきた課題をお話いただきました。これは、重要なお話だったと思います。松浪地区については、民主的な運営となっていないと感じています。市が民間の任意団体に対して、民主的な運営がなされているかどうか認定するというのは行き過ぎた内容だと思います。民主的な運営について、市はどのような認定に関する判断をしているのでしょうか。民主的な運営の基準等については、定めてあるのでしょうか。

→認定については、スライド21ページにあるように8つの要件がございしますが、その要件の一つに民主的な運営についての要件がございします。今までに認定申請があり、認定の審議については、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会にて審議されます。地域担当職員から地区の民主的な運営について、審議会委員に対して、説明をすることになります。民主的な運営について、どのような審議がされたかということについては、審議会の議事録が公開されていま

すので、ご確認ください。

◇2月5日湘北地区自治会連合会でまちぢから協議会に関する勉強会を開催します。それまでに民主的な運営についての基準、認定された8地区の民主的な運営に関する事項について、資料をいただきたいと思います。

→審議会の議論については、議事録を見ていただければと思います。必要に応じて、印刷したものが必要であれば準備いたします。民主的な基準については、規約に過半数の出席、多数決による議決が規定されているかや組織の運用における透明性や男女比についても重要な要素だと考えています。こういった視点で、各地区の状況について、資料を提供させていただきます。

◇公募委員についてですが、実際応募が0名であっても認定できるなど勝手な解釈がどんどん作られています。松浪地区は前回4名の応募があったが、全員不合格でした。住民が住民に点数をつけて、順列を付けられます。

→公募の行為をして、広く呼び掛けましたが、応募がありませんでしたという状況の場合は、地域の実情、事情ですので、認定要件に合致します。松浪地区については、審議会の中でも厳しいご意見があり、公募委員を再度入れる努力をするよう意見がありました。最終的に市の決定については、形式的な認定要件には合致しているが実質的な要件に合致していないため、不認定としました。松浪地区については、再度公募委員の在り方について検討し、選考委員についても組織を改め、3名の方の応募があり、選考を経て2名の公募委員の参画をいただいたと聞いております。全体の委員の中で、公募委員が何名であることが適当かというお話ですが、それは地域の必要性に応じて議論をしていただくこととなります。

◇運営費の補助は、200万円を一括していただけるのか、それぞれの事業の都度いただけるのでしょうか。公募委員については、高齢者じゃ困るとか年齢制限などはあるのでしょうか。

→運営費の補助については、まちぢから協議会を立ち上げていただきましたら、10万円の補助、認定コミュニティとなった場合には、さらに15万円の補助をさせていただきます。事業を提案して課題の解決等を進めていただく特定事業助成金の上限として、一地区200万円としています。200万円の予算については、200万円を一括でお渡しするのではなく、事業の都度必要な予算を補助することとなります。公募委員については、人数や男女比、年齢等いろいろな考え方があろうかと思います。これにつきましては、地域の実情に合わせて、各地域で決定していただくこととなります。

◇湘北地区自治会連合会は、まちぢから協議会を設立しないという場合は、補助金が出ないのでしょうか。湘北地区は単位自治会や連合会などで様々な事業を実施しており、先ほどの松林地区での事例紹介のあった子どもの事業についても実施しています。同じ事業なのに、まちぢから協議会で実施すると補助金が交付されるのは矛盾だと思います。それと、認定の要件である公募

委員について、自治会加入者だけに回覧等の周知をすると思いますが、自治会未加入者へも公募委員の募集に関する周知が必要だと思いますが、周知についてどうお考えですか。

→現状は、認定されたまちぢから協議会からの事業の提案について補助をさせていただきます。これは、取り決めですので、自治会連合会や単位自治会での個別の活動については、補助対象になりません。公募については、市の広報で全住民に周知しています。他の地区においては、全戸配付で周知したケースもございます。各地区のホームページにも掲載しています。加えて、各地区内に所在するスーパーやコンビニなどにも配架をお願いしたケースもあるようです。

◇先ほどの質問に関連して、これは制度に無理があると以前より指摘していました。まちぢから協議会で実施した場合は補助金が交付され、それ以外の個別の団体で同様の事業を実施した場合には、補助金が交付されません。法の下での平等に反する可能性があります。

→補助金の要綱で、取り決めにさせていただいております。条例を定めて、一定のルールに基づき、現状の制度で運用しているものですので、現状の制度が万全であるとは思っておりませんが、現段階では、この制度でご理解いただきたいと思います。

4 閉会

市民自治推進課長よりあいさつ

以上